

## 第28回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成26年12月10日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 池田玲子、宇治橋淳、上鹿渡和宏、北川和彦、関良徳、藤井敏明、眞榮城和美、宮崎絢子、山浦悦子  
(五十音順、敬称略)  
(説明者)
- 長野家裁首席家裁調査官、同首席書記官、同訟廷管理官、同総務課  
課長補佐  
(事務局)
- 長野家裁上席裁判官、同事務局長、同首席家裁調査官、同首席書記  
官、同事務局次長、同訟廷管理官、同総務課長、同総務課課長補佐、  
同片岡主任書記官
- 4 テーマ  
成年後見制度について
- 5 議 事
- (1) 新任委員の自己紹介：上鹿渡委員、藤井委員
- (2) 委員長代理の指名について  
藤井委員が委員長代理に指名された。
- (3) 議事の進行について  
本日の委員会の一般傍聴者（弁護士2名）による傍聴を承認した。
- (4) 成年後見制度の説明  
〔説明（長野家裁首席家裁調査官、同首席書記官、同訟廷管理官、同総務課  
課長補佐）〕
- (5) 質疑・感想

【発言者の表示=◎：委員長、○：委員、●：裁判所委員、□事務局】

- 成年後見事件の取下げの理由、裁判所ごとの審理期間の統計の有無及び審理期間を長期間必要とした理由を伺いたい。

(北川委員)

- 取下げの理由については、統計上把握していないが、自分の経験からすると、本人が死亡した場合及び本人の判断能力に問題がなかった場合が多い。なお、後見人が見つからず取り下げた事件はない。また、審理期間を長期間必要とした場合としては、鑑定が必要な事案で追加書類の追完に時間を要した場合、主治医に鑑定を断られたため鑑定医の選任に時間要した場合、他機関に専門職後見人の推薦依頼をしたが、その回答に時間を要した場合などが挙げられる。

(長野家裁上席裁判官)

- 裁判所ごとの審理期間の統計は準備できていない。今後、統計データを提供できるかも含めて検討させていただきたい。

(長野家裁首席書記官)

- 成年後見制度の開始時期及び申立人からの申立てを待たず裁判所から積極的に後見人を選任する方法はないのか伺いたい。

(宇治橋委員)

- 成年後見制度は、従来の禁治産制度を改正する形で、平成12年から開始された。家庭裁判所は、申立人の申立てを待つ形になるが、申立人の範囲には、一定範囲の親族の他、市町村長が含まれており、身寄りのない人や身寄りがあってもその親族が申立てをしない場合には、市町村長が申立人となる場合もある。

(長野家裁上席裁判官)

- 親族が後見人に選任された方が、国民の成年後見制度の利用が促進されると考えるが、親族が後見人に選ばれることは難しいのか。

(池田委員)

□ 親族が後見人に選ばれた場合でも、後見人業務の維持が難しくなり専門職後見人に交代する場合もある。また、本人の財産額が大きい場合、親族後見人が財産を厳密に管理していくことは、親族であるが故に本人の財産は本人のものであると割り切ることができない場合が多い。そのため、裁判所の指導監督も慎重にならざるを得ず、その結果親族後見人の負担がより重くなる場合があるので、裁判所としては、専門職後見人に任せた方が様々な点で親族の負担が軽減されると考える。第三者に、家庭内に立ち入られたくないという親族の気持ちも理解できるが、裁判所としては、本人の保護の観点を最優先としている。

(長野家裁上席裁判官)

○ 申立の中で、流動資産が1000万円を越える割合を伺いたい。

(関委員)

□ 長野家裁本庁では、成年後見人が選任された既済事件の内、流動資産が1000万円を越える割合は、概数で平成24年度が32パーセント、平成25年度が30パーセントとなる。

(長野家裁片岡主任書記官)

○ 想像以上の割合だと感じるが、そうであれば、逆に専門職後見人を利用するモチベーションは高いのではないかと考える。

(関委員)

○ 任意後見契約における標準的な報酬を伺いたい。

(宇治橋委員)

□ 任意後見契約においては、当事者が合意した報酬になる。本人が了承しているので、報酬が高額になってもやむを得ないと考える。ただし、事案によっては、任意後見人から法定後見人に切り替えるべきかどうかの問題も生じると考えられる。

(長野家裁上席裁判官、長野家裁片岡主任書記官)

- 裁判所としては、後見制度支援信託の利用が進めば、裁判所の負担が軽減されると考えているのか伺いたい。

(北川委員)

- 裁判所としては、長期的には親族後見人及び裁判所の負担が軽減されると考えている。

(長野家裁上席裁判官)

- 統計によれば、専門職後見人が選任される割合が全国でも長野管内でも著しく増加しているが、この傾向は、一時的なものなのかそれとも今後も続くのか伺いたい。

(上鹿渡委員)

- 現在成年後見制度の在り方を全国的に見直しており、専門職後見人の問題は、長野管内に限ったことではなく全国的な問題となっている。専門職後見人の選任が増加する傾向は、しばらくの間継続すると考える。

(長野家裁上席裁判官)

- D V Dの中でも、専門職後見人が選任される場合があると説明されているが、実際には半数の事件で専門職後見人が選任されており、申立人に親族が後見人に選任されたとの誤解を与えているのではないか。また、専門職後見人を選任する場合の申立人からの情報収集の方法や裁判所の判断基準が不明確なため、申立人に不信感や不安感を与えていたると思われる所以、裁判所の情報収集の方法を伺いたい。

(上鹿渡委員)

- 裁判所は、申立ての際の受理面接時に、申立書に現れていない事情について口頭で事情聴取を行っている。

(長野家裁上席裁判官)

- 申立人が、半数以上の事件で専門職後見人が選任されていることを事

前に説明されていれば、申立後、専門職後見人が選任されたという結果の連絡を受けた際に、自分が後見人に選ばれなかつたという誤解や不信感を避けることができ、結果を受け入れやすくなる場合もあるのではないか。

(上鹿渡委員)

- 専門職後見人の問題については、弁護士としての経験からも、本人の財産を公私混同する事案や親族間紛争を誘発する事案は潜在的に非常に多いので、裁判所の説明したとおり、申立人に工夫して説明していくしかないと考える。後見制度支援信託については、顧客の中には、不自由ではないかという感想を述べる人もいるので、実際に利用してみなければ何とも言えないと考える。

(北川委員)

- 申立人に具体的な数値やグラフといった目に見える形のものを示したり、一般論を説明するなどして、自分が親族後見人に選ばれなかつたという疑心暗鬼に陥らせないように工夫をするべきではないか。

(宮崎委員)

- DVDやパンフレットにより、専門職後見人を選任するメリット・デメリットは明らかになっているので、後見人の業務の多さを説明し、専門職後見人を選任するメリットを強く伝えるべきではないか。また、法に触れるという説明もインパクトはあるが、親族後見人は、自分では法を犯すつもりはなく、知らずに法に触れてしまう場合も多いと説明すべきと考える。

(眞榮城委員)

- 成年後見制度の発足当初は、親族後見人が多く選任されたが、親族後見人による横領等の問題が発生し、後見人を選任した裁判所の監督責任も問われるようになつた。裁判所では、成年後見制度を適切に運用するために、専門職後見人や後見制度支援信託の活用を拡大していく方向である。後見

制度支援信託の利用実績は、現在各府でばらつきがあり、長野管内では1件の利用しかないが、今後は利用を拡大させていく流れとなっている。

(藤井委員)

◎ 後見制度支援信託は、企業にはあまり知られていないので、講習会を開催するなど機会を設けていただきたい。

(山浦委員長)

(6) 成年後見制度利用支援事業の利用推進について

○ 成年後見制度利用支援事業の要件が緩和されたが、市町村によってその取り組みに違いがある。そこで、裁判所において地域ごとデータを収集し、裁判所が主導して事業の推進を呼びかけていただきたい。

(北川委員)

● 行政を主導することは難しいが、実情把握については検討させていただきたい。

(藤井委員)

(7) 議事概要の発言者の表記について

今後の議事概要について、発言者を特定する形で記載することとされた。

6 次回期日

平成27年6月3日（水）午後3時

7 次回議題

家事調停について